

第2期上山市母子保健計画

令和7年3月

上山市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 施策の展開

- 1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援・・・・・・・・4
- 2 こどもの健やかな成長を育む支援・・・・・・・・12

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

資料編

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 上山市こども計画推進会議 委員名簿・・・・・・・・25
- 3 策定委員会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・26

※「こども」と「子ども」、「子供」の表記については「こども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等に関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。

※表中の現状値は、令和6年3月末を基準としています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市の母子保健計画は、「湯ったり健康かみのやま21第二次行動計画」と整合性を図り平成26年度に策定しました。

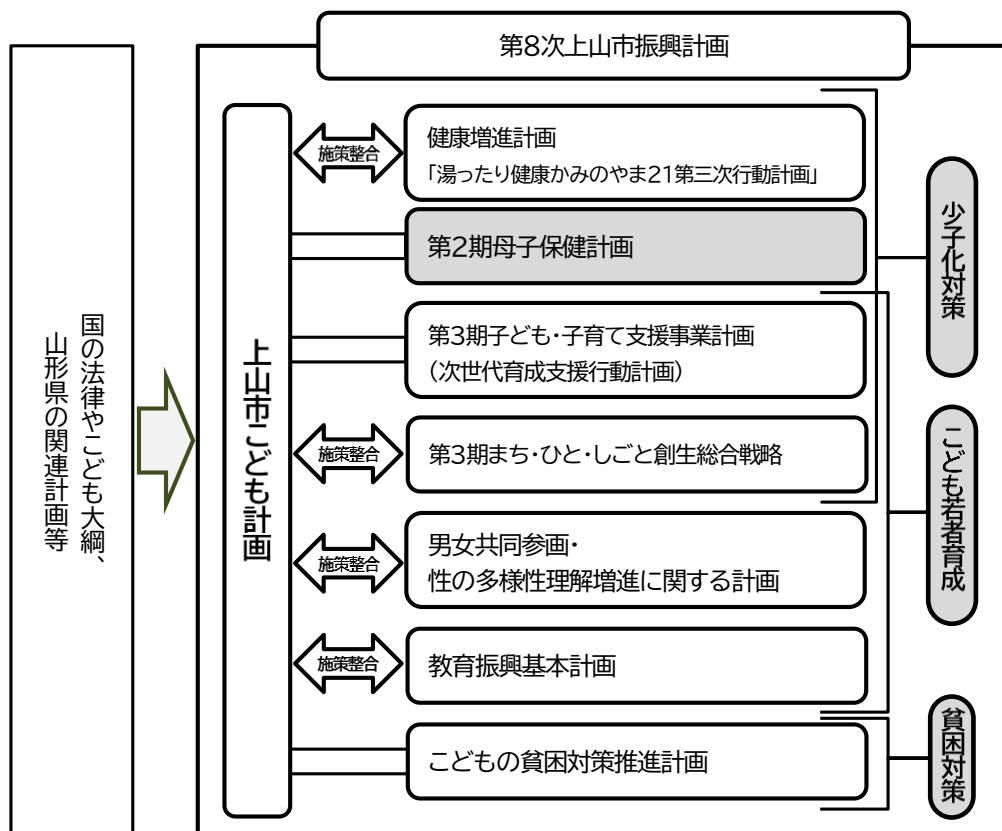
その後、令和2年度に「かみのやま子育て応援プラン」に統合し、「結婚や妊娠の希望がかない、子どもたちが健やかに生まれ子育ての喜びを感じられるまち かみのやま」を基本理念に掲げ「子どもが健やかに育つ環境づくり～妊娠・出産・子育て支援～」の基本方針のもとに母子保健に関する様々な施策を展開してきました。

一方、本市も全国と同様で、依然として少子化傾向が続いており、少子化の進行は、地域社会の活力低下など将来のまちづくりにも深刻な影響を与えるものであり、安心してこどもを産み、こどもがより健やかに育つ環境づくりを地域全体で継続していくことが重要であります。

そのため、今年度が本計画の最終年度にあたることから、「母子保健計画」と整合性を図った「湯ったり健康かみのやま21第二次行動計画」とともに本計画の評価を行い、国の「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針」を踏まえ、第2期上山市母子保健計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、第8次上山市振興計画、上山市こども計画を上位計画とし、こども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。



3 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間とします。

また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

4-1 上山市こども計画推進会議による審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくため、こども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「上山市こども計画推進会議」において計画の内容について審議しました。

4-2 パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

個人の考えや様々な社会的背景もありますが少子化に伴う人口減少は、地域の担い手の減少等、まちづくりに深刻な影響があることから、地域全体で切れ目のない子育て支援を行い、誰もが安心してこどもを産むことができ、こどもも親もともに健やかに成長できるまちを目指します。

「すべてのこどもたちが健やかに育まれ 子育ての喜びを感じられる環境づくり」

2 施策の方向性

計画の対象者のライフステージにあわせて、基本方針のもとに下記の2つの基本方針を定め、各施策を推進します。

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援
- (2) こどもの健やかな成長を育む支援

第3章 施策の展開

切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

安心して妊娠・出産できる支援づくり

■現状

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができるようにするため、平成 29 年度に「上山市子育て世代包括支援センターふたば」を設置し、令和 6 年度からは「こども家庭センター」の母子保健機能の役割を担い妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、相談等に対応しています。
- ② 少子化が進み、妊娠届出数（母子健康手帳交付）は年々減少しています。届出の適正な時期とされる妊娠 11 週以内の届出割合は 9 割を超えています。
- ③ 妊婦健康診査においては、母子保健法上で望ましいとされている受診回数の 14 回分について、受診券を発行し、さらに子宮頸がん検診等の検査についても追加し実施しています。また、県外医療機関受診者についても償還払いで対応し受診しやすい環境づくりに努めています。
- ④ 妊娠を望んでも、なかなか自然妊娠が望めない方も増えていることから、一般不妊治療費の助成を平成 28 年度より実施し、令和 5 年度からは公的医療保険適用後もかかる費用及び先進医療の費用に対して一部助成を実施しています。
- ⑤ 妊娠・出産・育児についての基本的な正しい知識や情報の提供を行い、子育ての不安を解消するため、妊娠期から相談事業や教室などを実施しています。
- ⑥ 出産や小児科専門医の診察などは、近隣市で受ける状態になっています。

■課題

- ① 複雑な家庭背景をもつ妊婦も増えており、妊娠・出産・子育ての不安を共有しまた解消するための情報交換や交流の場を設け、適切なサポートを継続的に提供し妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援が必要です。
- ② 妊娠後の禁煙の徹底は改善傾向にあるものの、喫煙率 0 %には達していません。妊産婦に対して喫煙及び受動喫煙が妊娠合併症やこどもの病気を引き起こす危険性を高めることなどについて、啓発していく必要があります。

1 取組実績

◆妊娠届出数年次推移（週数別）

母子保健法第15条（届出の義務）及び16条（交付）に基づき実施
母子保健コーディネーター（助産師）・保健師より母子健康手帳交付

◇届出週数別

（単位：数）

週数別	届出数	満11週以内	満12～21週	満22～27週	満28週以上
令和元年度	140	130（92.9%）	7	2	1
令和2年度	123	112（89.6%）	12	0	1
令和3年度	129	117（90.7%）	12	0	1
令和4年度	93	85（91.4%）	7	1	0
令和5年度	100	96（96.0%）	4	0	0

※令和2年度（双胎2組）、令和3年度（双胎1組）令和5年度（双胎3組）

◇年代別

（単位：人）

	10代	20代	30代	40代
令和元年度	0(0)	45(2)	87(4)	7(1)
令和2年度	3(3)	47(5)	69(2)	6(0)
令和3年度	3(2)	59(7)	60(2)	7(0)
令和4年度	1(1)	40(12)	48(3)	4(1)
令和5年度	1(1)	33(4)	60(3)	6(0)

（ ）は交付時、未婚者数

◆妊娠届提出時の妊婦の喫煙状況

（単位：人）

	妊娠届出数	喫煙している	妊娠後やめた	喫煙なし
令和元年度	140	0	14	126
令和2年度	123	2（1.62%）	6	115
令和3年度	129	0	12	117
令和4年度	93	1（1.07%）	12	80
令和5年度	100	1（1.00%）	8	91

◆妊婦健康診査結果

母や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査受診券を 14 回分交付しています。

(単位:人)

	受診者数 (延)	指導区分				指導区分の内訳		
		異常なし	要経過観察	要精密検査	要治療	高血圧・血糖 尿糖・尿蛋白・ 浮腫	貧血	その他
令和元年度	1,567	1,277	185	16	89	147	47	95
令和2年度	1,479	1,231	150	11	87	105	53	89
令和3年度	1,221	952	169	22	78	144	45	80
令和4年度	1,294	1,023	197	10	64	137	53	81
令和5年度	1,185	913	211	14	47	150	30	87

◆母親教室・ファミリー教室・ベビーふれあい教室参加者数

(単位:人)

	母親教室	ファミリー教室	ベビーふれあい教室	計
令和元年度	16	34 (17)	15	65
令和2年度	5	22 (10)	20	47
令和3年度	13	28 (14)	13	54
令和4年度	14	36 (12)	23 (8)	73
令和5年度	15	45 (21)	39 (5)	99

() 内は父親・パートナー・育児支援者等の参加者数

◆不妊治療助成事業

◇特定不妊治療費助成事業 体外受精治療費の県助成費に上乗せして助成

◇人工授精などの保険適用外の不妊治療費用の7割を助成

	特定不妊治療費助成件数	一般不妊治療費助成件数
令和元年度	18	6
令和2年度	22	6
令和3年度	16	5
令和4年度	9	2

◇令和5年度より、公的医療保険適用後の不妊治療に係る費用及び併用して実施される先進医療の費用に対して市単独で助成を開始（助成額上限9万円）。

	交付件数
令和5年度	4

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行います。出生数の減少に伴い訪問数は減少していますが、長期支援となる家庭が増えています。

(単位:人)

	対象者	訪問数（訪問率）	短期支援	長期支援
令和元年度	124	124（100.0%）	9	2
		3か月未満の訪問率 92.7%		
令和2年度	130	130（100.0%）	12	7
		3か月未満の訪問率 90.0%		
令和3年度	119※	115（96.6%）※	6	19
		3か月未満の訪問率 92.2%		
令和4年度	118	118（100.0%）	23	6
		3か月未満の訪問率 94.3%		
令和5年度	98	97（99.0%）	18	7
		3か月未満の訪問率 99.0%		

※対象者と訪問数の差4件は、対象者が訪問希望しないことから公的施設で面談対応

◆赤ちゃん広場

1歳未満の乳児と保護者を対象に、保護者や赤ちゃん同士の交流を図り、育児の孤立化や不安を軽減し、赤ちゃんの健康や育児に関する情報を提供しています。

	回数（回）	参加組数（延）
令和元年度	12	115 組
令和2年度	10	73 組※
令和3年度	11	47 組※
令和4年度	12	115 組※
令和5年度	12	168 組

※令和2年～4年度はコロナ感染症拡大防止のため時間指定のうえ個別対応

2 施策の方向と今後の取組

(1) 健やかな妊娠・出産のための事業

妊娠・出産に関わる正しい知識について、関係機関と連携を図りながら、適切な機会を捉えて情報提供を行います。「かみのやま子育て応援アプリ」を活用し、妊娠・出産・育児に関わる情報を適切な機会を捉えて発信していきます。

① 母子健康手帳の交付

妊娠届出を受け母子健康手帳交付時において面談等を行い、その後の支援に必要な情報収集と利用可能なサービス等について情報提供を行い、切れ目のない伴走型支援を実施します。また、母子健康手帳交付時に父子健康手帳も配布し妊産婦だけでなく父親等も支援していきます。

指 標	現状値	目標値	算出指標
妊娠 11 週以内の妊娠届出率	96%	現状値を上回る	妊娠届出数

② 妊婦健康診査事業

安心で安全な妊娠・出産のために、適切な時期に妊婦健康診査が受診できるよう妊婦健康診査受診券を交付し、受診勧奨を行います。

また、妊婦健康診査の結果、何らかの異常が見つかった場合は、医療機関と連携を図りながら、適切な行動がとれるように指導を行っていきます。

③ 母親教室・ファミリー教室・ベビーふれあい教室の開催

妊産婦に対して妊娠・出産・子育てについて安心して出産に臨めるように、正しい基礎知識の提供を行う。また、ファミリー教室・ベビーふれあい教室は多様化する家族背景を受け、妊婦を支援する方が誰でも参加できるよう柔軟に対応し、沐浴体験を取り入れるなど教室の内容の充実を図ります。子育てにおける役割や協力して養育を行えように参加者同士の交流を図り、家族が安心して赤ちゃんを迎えることができるように支援していきます。

指 標	現状値	目標値	算出指標
妊娠中に教室等に参加した割合	39%	現状値を上回る	母親教室・ファミリー教室参加者数（母）/妊娠届出数

④ 妊娠期の歯科保健の充実

母子健康手帳交付時から、妊娠期の特徴的な口腔の変化や注意点等を啓発し、妊婦のみならず生まれてくる赤ちゃんの健康にもつながるよう支援を強化していきます。

指 標	現状値	目標値	算出指標
妊婦歯科健診を受けた割合	48%	現状値を上回る	妊婦歯科健診受診者/ 妊娠届出数
妊娠中に教室等で歯科の講話を受けた人の割合	24%	現状値を上回る	ファミリー教室受講者 (母) /妊娠届出数

⑤ 受動喫煙防止の指導・啓発 【重点的な取組項目】

妊産婦の喫煙や受動喫煙は母子ともに健康状態に影響を及ぼすため、母子健康手帳交付時やファミリー教室、乳児家庭全戸訪問、各乳幼児健康診査時に母親の再喫煙の防止と、家族によるこどもの受動喫煙防止について指導し、啓発していきます。

指 標	現状値	目標値	算出資料
妊婦の喫煙率	1.0%	0.0%	乳幼児健診問診票
妊娠中のパートナーの喫煙率	令和6年度より開始	現状値を下回る	乳幼児健診問診票

⑥ 妊婦への禁酒の支援

妊婦の飲酒については、アルコールは胎盤を通過しやすく、妊娠中の習慣的な飲酒は流産や早産、さらに胎児の発育、特に脳に悪影響を及ぼすため、母子健康手帳交付時に確認し、禁酒の支援に努めていきます。

指 標	現状値	目標値	算出資料
妊娠中に飲酒している人の割合	0.0%	現状値を維持	乳幼児健診問診票

⑦ 妊産婦訪問・健康相談の充実

心身ともに良好な状態で妊娠期・産褥期を過ごすことができるように、一緒に見通しを確認するため、妊娠8カ月頃にアンケートまたは母子保健コーディネーターが妊娠35週目及び産後2週目をめどにした電話訪問を行い、妊産婦の状況を把握し、相談に応じた適切な支援を実施していきます。

⑧ 全妊産婦家事育児支援クーポン事業の実施

本市在住の妊産婦が民間ヘルパー等を利用する場合の支援として全妊産婦家事育児支援クーポン事業を令和4年4月から開始。また令和5年度より「めんごりあ」で一時預かり事業を開始し核家族化、多様な家族背景にある妊産婦・子育て世帯の負担軽減と育児支援を目的に事業を実施していきます。

(2) 産後ケアの充実【重点的な取組項目】

産後ケアを希望する母子に対して、産後も安心して子育てができるように一定期間の宿泊や通所または訪問により心身のケア、育児指導等の支援を実施します。また、支援が必要な方に情報が届くよう周知を図るとともに、産後ケア事業を充実していきます。

指 標 産後ケア事業の利用率	現状値	目標値	算出資料
ショートステイ※1	3%	現状値を上回る	利用者実人数/出生数
デイサービス※2	15%	現状値を上回る	利用者実人数/出生数
アウトリーチ※3	3%	現状値を上回る	利用者実人数/出生数

※1 医療機関等に宿泊して、母親と乳児の心身ケア等を行うサービス

※2 医療機関や助産院で1日（日帰り）の中で母親と乳児の心身ケア等を行うサービス

※3 自宅内にて、母親と乳児の心身ケア、環境整備、育児支援等を行うサービス

◇お母さんへのケア等（休息・食事の提供、健康状態の確認、乳房ケア、授乳や育児・生活面の相談等）

◇お子さんへのケア等（健康状態の確認、体重や栄養・生活面の相談等）

(3) 妊娠・出産・子育てに対し特に支援が必要な人への早期対応と支援の充実

若年妊婦や精神疾患、発達障がいを持つ妊婦などの支援が必要な妊婦に対しては、妊娠中から関わりを持ち支援していきます。

また、産後うつ傾向や精神疾患のある母親は、虐待につながる危険性が高いことから、関係機関と連携を図り早期対応を行います。

① 関係機関との連携

妊娠期から産後支援の必要な人に対し、保健所、医療機関などの関係機関と連携を図りながら早期支援を行います。また、迅速な対応ができるように、保健所や医療機関とのネットワークや支援のための仕組みを充実していきます。

② 継続的な支援の充実

精神疾患を持つ母親や養育能力が乏しい親などとその家族に対して、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行い、虐待の防止や母親の心の安定につなげていきます。

③ 妊娠出産及び子育て通院支援タクシー事業の実施

妊娠期から子育て期において健診や受診時に自家用車等の移動が困難または家族からの移動手段の支援が得られない方に対して出産や健診等のため通院する場合にタクシーの利用料金の助成をして支援していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

産後まもない時期は、母親が心身ともに不安定な時期であるため、不安なく育児ができるように支援していきます。

① 早期訪問の実施

生後3か月未満に訪問し、母親の育児不安の軽減を図ります。

② 訪問指導の充実

助産師などの専門職種を活用し、早期訪問や指導の充実を図ります。

(5) 赤ちゃん広場

1歳未満の乳児と保護者を対象に、保護者や赤ちゃん同士の交流を図り、育児の孤立、不安を軽減し、赤ちゃんの健康や育児に関する情報を提供します。

(6) 不妊・不育症治療費助成

令和5年から公的医療保険の適用が開始されましたが、先進医療等の治療については、公的医療保険の適用外のため、治療にかかる経済的負担が大きくなることから、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減できるよう支援を行います。

(7) プレコンセプションケアの推進

将来の妊娠・出産のために若年から男女ともに妊娠・出産・妊孕性について正しい知識をもち、自分のライフプランに適した健康管理ができるように県・国・関係機関と共に広報啓発をしていきます。

こどもの健やかな成長を育む支援

地域全体でこどもの成長を見守り育む体制づくり

■現状

- ① こどもの健やかな成長のために、乳幼児健康診査（4か月児・9か月児・1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児）及び1歳児歯科相談を実施しています。受診率は高く維持されています。また、令和6年度より1か月児健康診査、5歳児健康診査も加えより切れ目のない乳幼児健康診査を実施しました。
- ② 育児における悩みやストレスを抱えている人は多く、こどもの虐待につながってしまう恐れもあります。各乳幼児健診での乳幼児保護者のアンケートによると、「育児に困難感や不安がある人」は令和5年度で39.2%となり約4割の人が育児について困難や不安を感じていました。

■課題

- ① 各種健康診査で未受診の方が数%おり、こどもの発育・発達・養育環境面の確認の必要性からも未受診者対応と100%受診のために健診の重要性を伝えることが必要です。
- ② 乳幼児家庭全戸訪問事業や各種子育て支援事業などを確実に実施し、訪問や面談等によりきめ細やかに相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- ③ 出生数は減少しているものの、養育支援や発達・療育に係る相談件数は増加しており、背景も複雑化しています。継続した専門的な支援体制の構築や、関係機関との連携が必要です。

1 取組実績

◆乳幼児健康診査の実施状況

各種健診の受診率は、おおむね95%以上で推移しています。

3歳児健康診査における肥満児の割合について、これまで減少傾向にありましたが、令和3年度は増加したため注視して対応していく必要があります。

◇4か月児健康診査

	該 当 児	受 診 児 数	受 診 率	栄養方法			カウプ指数			疾病状況								判定結果					
				母 乳	ミ ル ク	混 合	1 5 未 満	1 5 ～ 1 8	1 8 以 上	先 天 異 常	心 疾 患	感 染 症	股 関 節 脱 臼	皮 膚 疾 患	陰 の う 水 腫	そ の 他	異 常 な し	経 過 観 察	要 精 検 (うち 股関節 者)	要 治 療	治 療 中	要 指 導	
令和元年度	123	123	100	48	44	31	44	69	10	0	0	0	0	12	2	9	78	10	12	(11)	3	6	14
令和２年度	129	129	100	55	44	30	7	84	38	2	2	0	0	14	0	18	83	23	10	(10)	3	10	0
令和３年度	120	120	100	43	35	42	7	60	53	1	2	0	0	11	0	12	84	13	10	(10)	4	9	0
令和４年度	126	125	99.2	42	40	43	3	44	45	0	0	0	1	8	0	6	100	7	9	(9)	2	7	0
令和５年度	90	90	100	27	23	40	32	56	2	0	0	1	1	4	1	4	68	6	11	(10)	4	1	0

◇9か月児健康診査（平成19年度から健診として実施）

	該 当 児	受 診 児 数	受 診 率	カウプ指数			小児科診察					歯科相談					離乳食の回数							
				1 5 未 満	1 5 ～ 1 8	1 8 以 上	異 常 な し	要 指 導	要 精 検	要 治 療	治 療 中	乳 歯 萌 出 児 数	夜 中 の 授 乳 有	コ ッ プ ・ ス ト ロ ー の 開 始	カリオスタット					1 回	2 回	3 回	不 明	そ の 他
															-	+	2+	3+	未					
令和元年度	116	116	100	5	70	41	100	12	0	2	2	106	83	105	36	50	29	0	1	0	61	55	0	0
令和2年度	130	130	100	4	90	36	98	20	4	2	6	119	93	119	44	55	32	0	0	1	44	85	0	0
令和3年度	121	121	100	2	78	41	90	20	1	2	8	106	77	111	-	-	-	-	-	1	51	68	1	0
令和4年度	121	120	99.1	2	80	38	90	22	0	1	7	105	76	111	44	54	22	0	0	0	51	69	0	0
令和5年度	118	117	99.2	1	65	51	85	17	5	1	9	108	63	106	9	38	8	0	62	0	43	74	0	0

◇1歳6か月児健康診査

	該 当 児	受 診 児 数	受 診 率	異 常 な し	助言指導			経過観察			要精検			要治療			治療中			カウプ指数		
					身 体 面	精 神 面	視 聴 覚	身 体 面	精 神 面	視 聴 覚	身 体 面	精 神 面	視 聴 覚	身 体 面	精 神 面	視 聴 覚	身 体 面	精 神 面	視 聴 覚	1 5 未 満	1 5 ～ 1 8	1 8 以 上
令和元年度	157	156	99.4	121	11	0	0	3	2	0	0	0	0	10	0	0	3	0	0	6	124	26
令和2年度	114	112	98.2	87				15	3	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	4	91	17
令和3年度	131	129	98.5	86				20	6	0	0	0	0	4	0	0	13	0	0	8	107	14
令和4年度	124	121	97.6	87				10	5	0	0	0	0	3	0	0	16	0	0	5	96	20
令和5年度	140	139	99.3	110				6	10	0	2	0	0	0	0	0	11	0	0	6	118	15

◇3歳児健康診査（平成24年度から発育状況は、母子保健事業のまとめく山形県＞に報告しているカウプ指数を記載）

	該 当 児	受 診 児 数	受 診 率	カウプ指数			異 常 な し	助言指導				経 過 観 察	要精検					要 治 療	治 療 中	尿蛋白		
				1 8 ～ 1 9 未 満	1 9 ～ 2 0 未 満	2 0 以 上		保 健 一 般	心 理	聴 覚	そ の 他		眼 科	耳 鼻 科	身 体 一 般	精 神 面	そ の 他			-	±	+
令和元年度	125	123	98.4	2	1	0	38	2	21	0	0	20	8	6	5	0	0	20	3	123	0	0
令和2年度	150	146	97.3	3	0	0	43	1	6	0	0	31	6	15	18	0	0	15	11	142	0	0
令和3年度	174	168	96.6	4	3	1	57	2	4	0	0	42	6	18	16	0	0	20	3	161	2	0
令和4年度	153	148	96.7	3	0	0	51	0	7	0	0	26	10	20	14	0	0	12	8	140	2	0
令和5年度	142	136	95.8	3	0	0	45	0	3	0	0	25	9	23	10	0	0	11	10	126	1	1

◆離乳食実習教室参加者数

	回数	参加組数
令和元年度	3回	22組
令和2年度	2回	21組
令和3年度	3回	28組
令和4年度	3回	40組
令和5年度	3回	33組

◆乳幼児歯科健診及びフッ化物塗布の実施状況

3歳児のむし歯の有病者率は、1歳6か月児及び2歳児と比較すると、急激に増加している状況です。

◇1歳6か月児歯科健診結果

区分 年度	該当 児数	受診 児数	受診 率	有病 者数	有病 者率	う 歯数	1 人平均 う歯数	異常のある者				習癖 のある者	間食の回数			授乳状況			
								軟 組織	歯 牙	咬 合	そ の 他		2 回 以 下	3 回 以 上	不 詳	人 工 乳	母 乳	混 合	終 了
令和元年度	157	156	99.4	1	0.64	1	0.01	9	9	8	1	16	144	11	1	16	26	14	100
令和2年度	114	112	98.2	0	0.00	0	0.00	4	7	9	3	19	79	29	4	17	27	2	66
令和3年度	131	129	98.5	0	0.00	0	0.00	6	7	5	4	5	93	9	27	11	38	3	77
令和4年度	124	121	97.6	0	0.00	0	0.00	4	5	9	4	19	94	8	19	19	20	5	77
令和5年度	141	139	98.6	0	0.00	0	0.00	4	6	6	1	18	105	6	28	29	16	3	91

◇2歳児歯科健診結果

区分 年度	該当 児数	受診 児数	受診 率	有病 者数	有病 者率	う 歯数	1 人平均 う歯数	異常のある者				習癖 のある者	授乳状況		
								軟 組織	歯 牙	咬 合	そ の 他		人 工 乳	母 乳	終 了
令和元年度	155	151	97.4	5	3.31	16	0.11	1	13	9	1	55	5	7	139
令和2年度	139	133	95.7	0	0.00	0	0.00	9	8	15	2	40	3	9	121
令和3年度	130	126	96.9	3	2.38	10	0.08	4	15	19	3	50	8	4	114
令和4年度	128	127	99.2	0	0.00	0	0.00	3	9	10	2	40	5	8	115
令和5年度	114	109	95.6	0	0.00	0	0.00	4	13	13	0	32	2	7	100

◇3歳児歯科健診結果

区分 年度	該当 児数	受診 児数	受診 率	有病 者数	有病 者率	う 歯数	1 人平 均う 歯数	処 置 歯数	処 置 歯率	異常のある者				習 癖 の あ る 者	間食の回数		
										軟 組 織	歯 牙	咬 合	そ の 他		1回 以下	2回 以上	不 詳
令和元年度	125	122	97.6	10	8.20	31	0.25	6	19.4	1	12	17	8	29	46	75	1
令和2年度	150	146	97.3	14	9.59	61	0.42	13	21.3	3	8	16	10	23	62	63	1
令和3年度	174	169	97.1	7	4.14	23	0.14	8	34.8	0	12	14	8	13	75	72	20
令和4年度	153	148	96.7	11	7.43	35	0.24	16	45.7	3	9	17	3	20	60	78	10
令和5年度	142	136	95.8	11	8.09	48	0.35	28	58.3	4	12	14	8	19	47	75	14

◇フッ化物塗布実施状況 *1歳～3歳6か月の幼児が対象

	該当者数	受診者数	受診率	自己受診
令和元年度	1,508	1,274	84.48	21人
令和2年度*	646	564	87.31	28人
令和3年度*	779	656	84.21	30人
令和4年度*	745	655	87.92	27人
令和5年度*	765	666	87.06	28人

※ 半年間隔で塗布

◆養育支援訪問事業

妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭が増えています。

	対象者	訪問回数
令和元年度	5	10
令和2年度	7	21
令和3年度	7	15
令和4年度	8	16
令和5年度	12	28

◆療育相談（3歳児心理相談を含む・令和5年度からふたば子育て相談実施）

発達や療育について不安のあるこども・保護者を対象に公認心理師、保健師で相談を実施。また養育環境等に心配のある家族の相談に関しても実施しており、近年相談件数が増加しています。

	回数	人数（延）
令和元年度	20	49
令和2年度	23	55
令和3年度	30	88
令和4年度	33	78
令和5年度	42	64

◆保育園巡回相談事業（平成22年度から実施）

保育園や幼稚園で集団から逸脱する等気になるこどもへの対応について公認心理師と保健師が保育施設を訪問し、保育や保護者への関わりについて助言を行い保育士と連携を図っています。

	回数	人数（延）
令和元年度	8	33
令和2年度	8	25
令和3年度	10	29
令和4年度	12	26
令和5年度	15	29

2 施策の方向と今後の取組

(1) 健康診査の質の向上

健康診査をとおして乳幼児の成長や発達を確認し、個別支援を充実させ、安心して子育てができるように支援していきます。

また、疾病や発達障がいなどの早期発見に努め、早期治療・療育につなげていきます。

① 健康診査の充実

心身の発達を確認するとともに、保護者に寄り添ったきめ細かい支援を行い、保護者が安心して子育てできるように支援していきます。

② 未受診者対策

健康診査未受診者に対して、受診勧奨のための個別通知や電話勧奨、必要時は家庭訪問などを行っていきます。また、精密検査等の受診の確認を行い、早期治療につながるように支援していきます。

③ 健康診査担当者の質の向上

より個別性に応じた支援を実施していくために、積極的に研修会等に参加し、スキルアップを図ります。

(2) 感染症予防対策

定期及び任意の予防接種については、予防接種の種類が増え、接種時期も複雑化しているため、関係機関と協力し適切な時期に接種できるように周知するとともに、予防接種のスケジュール管理ができる「かみのやま子育て応援アプリ」の活用を促します。

① 未接種者対策

未接種者に対して健康診査時等に個別勧奨を行います。

② 情報提供

感染症の流行や情報について、迅速に発信していきます。

(3) 事故防止対策に関する普及啓発

こどもの事故を防ぐためには、家族全員が事故に対する認識を深め、子育て環境を整備することが重要です。こどもの急病やけがに備え、応急手当や医療機関への受診が適切にできるよう情報提供を行います。

① 事故防止対策に関する情報提供

事故を未然に防ぐために、家庭訪問や乳幼児健康診査時において、発達段階に応じた事故防止策などの情報を提供していきます。

② 小児の病気や怪我への対応について普及啓発活動の推進

小児に関する病気や怪我への対応について普及啓発を行います。乳幼児健康診査や家庭訪問を通して小児救急電話相談（＃8000）についての周知も図ります。

（４）生活リズムの確立の支援

生活リズムは、新生児期から幼児期にかけて、授乳や離乳食、睡眠時間などにより各月齢で変化していくため、悩みも多い時期です。各月齢や年齢に合わせて、規則正しい生活ができるよう支援していきます。

① 乳幼児健康診査での指導や支援体制の充実

乳幼児健康診査は、発育・発達を確認するとともに、疾病の早期発見や心身の健全な成長を促すために実施しています。乳児期から望ましい生活リズムを送ることができるよう指導するほか、栄養面での相談に応じ、基本的な生活習慣の確立を図ります。1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査では、心身の健康状態の把握と疾病や発達の課題等を早期に発見するとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、家族への子育て支援などに関する適切な支援を行います。

② 保護者への啓発

「早寝早起き朝ごはん」などの生活リズムの大切さを啓発していくとともに、適切な電子機器やメディアの使用など、保護者の生活も見直ししながら、生活リズムが整えられるよう各家庭に合わせた支援を強化していきます。

（５）むし歯・歯周病の予防と正しい知識の普及

歯科衛生士から、乳幼児の時期からの口腔ケアや口腔機能の発達について保護者に対する指導を行い、むし歯の少ない状態を維持していきます。今後もこどもの頃からむし歯のないこどもを増やすため、予防事業を推進していきます。

指 標	現状値	目標値	算出資料
保護者がこどもの仕上げ磨きをしている割合	96.7%	現状値を上回る	乳幼児健診問診票

（６）より良い食生活の支援の充実

こどもの栄養に関する不安の軽減を図り、親子で楽しい食生活を送ることができるように支援するとともに、栄養バランスの基本である「主食、主菜、副菜を組み合わせた食事」と「薄味の食事と望ましいおやつの食べ方」などの啓発をしていきます。また、関係機関等と連携し情報提供を行い、食に関する正しい知識を身につけ、食生活を振り返る機会をつくれます。

(7) 養育支援訪問事業【重点的な取組事項】

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診、発達相談の実施等により把握した支援が必要な家庭に対し、対象者などの居宅において、養育に関する相談、指導、助言等、専門性を持った者が継続した支援を実施していきます。

指 標	現状値	目標値	算出資料
乳幼児期にしつけのし過ぎに寄らない子育てをしている人の割合	56.9%	現状値を上回る	乳幼児健診問診票

(8) 療育相談の充実【重点的な取組事項】

こどもの発育・発達状況を理解し、適切な養育環境を整えるためには健診を受け現状を正しく把握する事が必要です。健診の重要性を伝えすべてのこどもたちが健診を受ける事ができるように支援します。

また、健診をとおしてこどもの発育や発達、養育状況について何らかの助言や支援が必要な家庭に対して3歳児健診・5歳児健診の心理相談や「すくすく発達相談」、「ふたば子育て相談」、「のびのび巡回相談」等の相談事業の充実を図ります。こどもに必要なと思われる関係機関につなげ、保護者へ継続した支援を行います。また、保育施設など関係機関との情報共有・連携に努めます。

指 標	現状値	目標値	算出資料
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	84.9%	現状値を上回る	乳幼児健診問診票

(9) 地域の子育て支援体制の充実

こどもを安心して産み育てられるよう、子育て支援体制を整えていきます。また、子育てが楽しいと感じられるよう、保護者同士が情報交換し、話し合える場を提供し子育て世帯の保護者を孤立させない支援を行います。

① 情報提供

子育て支援サービスに関する情報について、従来の情報提供の方法やSNSを活用するなど保護者が利用しやすい手段や方法で発信するよう努めます。

② 地域や関係機関との連携

各地域の事業や総合子どもセンターなどによる事業との連携を図り、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

③ 子育て支援事業の充実

保護者が子育ての不安や悩みを家庭訪問や電話・来所等により相談でき、安心して子育てできるように、保護者同士の交流の場や専門職との相談の場を提供することによってつながる支援をしていきます。

指 標	現状値	目標値	算出資料
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.5%	現状値を上回る	乳幼児健診問診票
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	72.8%	現状値を上回る	乳幼児健診問診票

(10) 障がいのある子どもと保護者への支援

障がいのある子どもを育てていくには、心身ともに多くの負担があります。関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どものいる家庭を支援していきます。

① 情報提供及び支援

保護者に対し、支援制度などの情報提供を行い、必要な医療や療育が受けられるように支援をしていきます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

安心して子育てができる環境をつくるために、行政だけでなく、市民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等が連携し、地域全体で事業を進めます。また、事業の進捗を「上山市こども計画推進会議」にて意見を聞きながら推進します。

また、庁内においても、横断的な連携体制の構築に努めます。

さらに、こども自身の意見を本計画の取組に反映し、より良いものとしていくことが重要であるため、こどもたちの意見を聞く機会を設けます。

2 計画の進捗管理

本計画では、「上山市こども計画推進会議」において、適宜、事業成果を報告し、進捗状況の確認、評価を行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

実施日		会議名称等	内 容
令和6年	7月24日	第1回策定委員会	・策定方針、スケジュール等について
	8月1日	第1回こども計画推進会議	・会長の選出について ・会長職務代理者の指定について ・策定方針、スケジュール等について
	10月29日	第2回策定委員会	・スケジュールの変更について ・「かみのやま子育て応援プラン」の振り返り・評価について ・第2期上山市母子保健計画（案）について
	11月8日	第2回こども計画推進会議	同上
	12月26日	第3回策定委員会	・第2期上山市母子保健計画（案）について
	1月14日	第3回こども計画推進会議	同上
令和7年	1月22日 ～ 2月10日	パブリックコメント募集	・市報及び市ホームページ等で募集
	2月26日	第4回策定委員会 （書面開催）	・パブリックコメントの実施結果について
	2月26日	第4回子ども・子育て会議 （書面開催）	同上

2 上山市こども計画推進会議 委員名簿

役 職	職名等	氏名（敬称略）
会 長	山形大学 地域教育文化学部 准教授	本島 優子
委 員	上山市小・中学校長会 副会長	吉田 健志
委 員	一般社団法人上山市医師会 副会長	安藤 常浩
委 員	上山市商工会 青年部副部長	菅野 裕太
委 員	上山市公民館長連絡協議会 本庄地区公民館長	金子 啓助
委 員	上山市民生児童委員連合協議会 理事	木村 容子
委 員	社会福祉法人上山市社会福祉協議会 主任兼主任相談支援員	加藤 律子
委 員	株式会社リニエR（リニエプラッツかみのやま） 管理者	中川 照子
委 員	上山市保育園保護者会連絡協議会 会長	清野 大鉄
委 員	上山市PTA連合協議会 副会長	尾形 純
委 員	あざみ学童クラブ 事務局長	木村 英一
委 員	中川蔵王っ子児童クラブ 事務局長	立花 厚子
委 員	子供の城保育園 園長	齊藤 勝
委 員	上山あい保育園 園長	板垣 由紀子
委 員	認定こども園かしのき幼稚園お日さま 園長	齊藤 直子
委 員	認定こども園上山幼稚園・アイキッズ 園長	亀井 隆信
委 員	みなみ保育園 園長	槇 亜都子
委 員	上山市総合子どもセンターめんごりあ 支配人	二瓶 浩佳
委 員	かみのやまこども食堂かえる家 代表	萩生田充知子

3 策定委員会 委員名簿

役 職	職 名	氏 名	備 考
委員長	副市長	鈴木 英夫	
副委員長	教育長	横戸 隆	令和6年10月9日まで
		加藤 洋一	令和6年10月10日から
委 員	庶務課長	尾形 俊幸	
委 員	市政戦略課長	富士 英樹	
委 員	財政課長	鈴木 直美	
委 員	健康推進課長	漆山 徹	
委 員	福祉課長	高橋 睦美	
委 員	子ども子育て課長	鈴木 淳子	
委 員	商工課長	木村 昌光	
委 員	農林夢づくり課長	伊藤 智彦	
委 員	建設課長	横戸 利平	
委 員	教育企画課長	高橋 秀典	
委 員	学校教育課長	西田 浩	
委 員	生涯学習課長	舟越 信弘	

役 職	職 名	氏 名	備 考
事務局	子ども子育て課 副主幹兼母子保健係長	遠藤 美雪	
事務局	子ども子育て課 母子保健係 主査	荒井 晶子	

第2期上山市母子保健計画

発行：上山市子ども子育て課

〒999-3192

山形県上山市河崎一丁目1番10号

TEL:023-672-1111(代表)